

地域医療連携推進認定について

令和6年2月
医務薬事課

地域医療連携推進法人 制度概要

- 地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供することを目的として、連携して業務を行う複数の医療法人等からなる一般社団法人を、都道府県知事が認定する制度（平成29年4月から制度開始）。
- 令和5年4月1日現在、34法人（東北地域では、青森県1法人、山形県1法人、福島県2法人）が認定。

地域医療連携推進法人 制度概要

- 医療連携推進区域を定め、区域内の病院等の連携推進の方針（医療連携推進方針）を決定し、連携推進業務として実施できる。
 - 医療連携推進業務として実施が可能なもの
 - (1) 医師等の共同研修
 - (2) 医薬品等の共同購入
 - (3) 参加法人への資金貸付
 - (4) 関連事業者への出資
 - (5) 医療機関の開設
 - (6) 参加法人間の人事交流
 - (7) 参加法人間の病床融通（別途、医療審議会の審議が必要）
- そのほか、参加法人の予算・事業計画等へ意見を述べることができる。

地域医療連携推進法人 制度概要

制度改正の概要（令和6年4月1日施行）

- ・ 病院等を開設する個人も参加可能。
(個人が参画する場合は、定款において資金の貸付け、債務の保証及び基金の募集、並びに出資を行わない旨、定める必要がある。)
- ・ 一定の法人については、公認会計士等による監査が不要。
(定款に、資金の貸付け、債務の保証及び基金の募集、並びに出資を行わない旨を定めており、また、負債の額が50億円未満かつ事業収益が70億円未満)

※ なお、施行日以降に認定を受けることを条件に、令和6年4月1日より前であっても新たな法人類型として認定申請を行うことは可能であり、その場合、県知事は認定に当たって医療審議会に意見を聴くことが可能。

地域医療連携推進法人制度の見直し

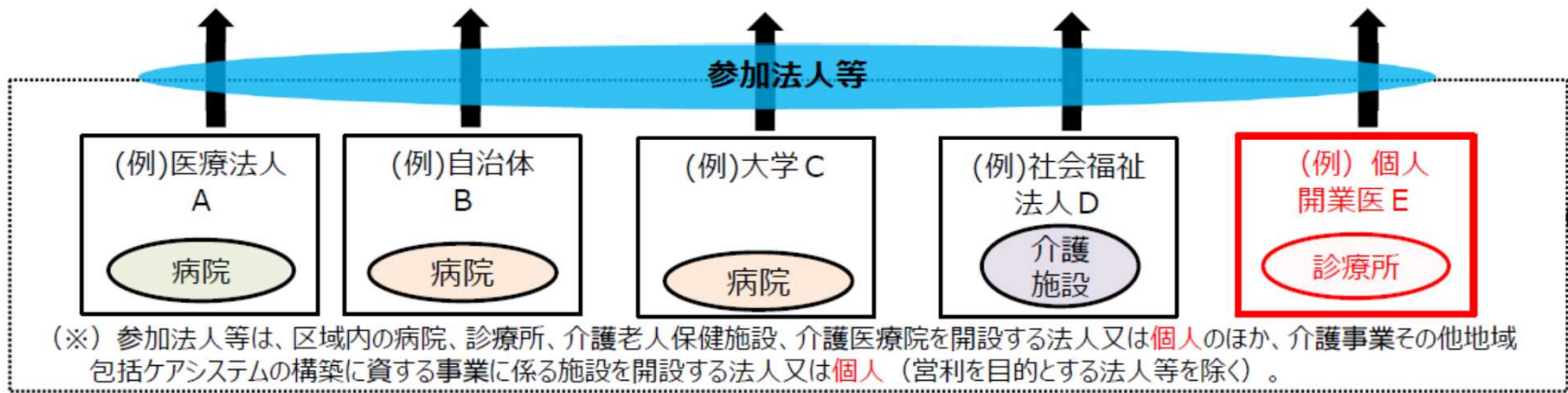
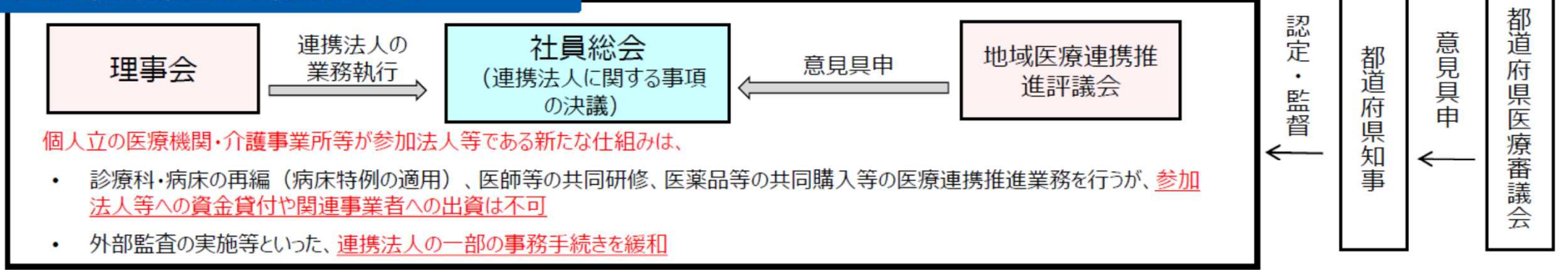
【見直し内容】

- **個人立医療機関・介護事業所等の参加を可能とする仕組みを導入**
 - ・個人立医療機関は個人用資産と医療用資産の分離が困難であること等に鑑み、カネの融通（「資金の貸付」「出資」）は不可（ヒト・モノのみ）とする。
 - ・カネの融通をしない場合には、公認会計士又は監査法人による外部監査を原則として不要とし、また、参加法人が重要事項を決定する場合の地域医療連携推進法人への意見照会のうち、一部を不要（※）とする。
- （※）意見照会が不要となる事項は①予算の決定又は変更、②借入金借入れ、③定款又は寄付行為の変更。
- **その他、事務負担の軽減のため、代表理事再任時の手続きを緩和**
 - ・具体的には、代表理事の選任時に求められる都道府県知事の認可及びその際の都道府県医療審議会への意見聴取を、再任時には不要とする。

【施行日】 令和6年4月1日

地域医療連携推進法人（新たな仕組み）

※赤字箇所が現行制度との相違点



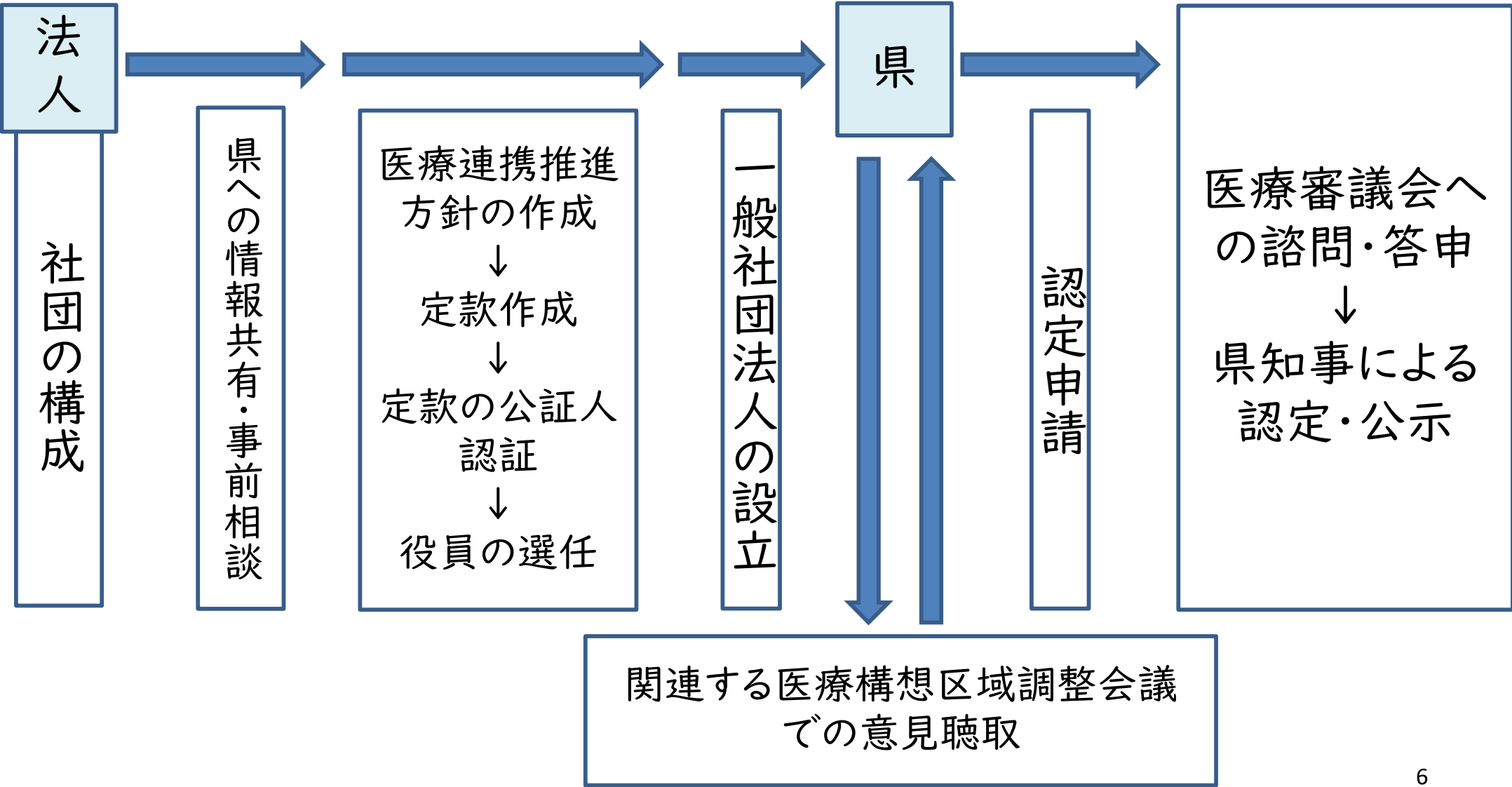
参加法人が重要事項を決定する場合に行う、連携法人への意見照会について、**新たな仕組みの地域医療連携推進法人の参加法人等は、意見照会を一部（※）不要とする。**

※①予算の決定又は変更、②借入金借入れ、③定款又は寄付行為の変更。

地域医療連携推進法人 制度概要

- 認定に当たっての主な基準
 1. 病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院のいずれかを運営する法人等が複数参画していること
 2. 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること
 3. 医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること

地域医療連携推進法人 制度概要



申請内容

- 申請者
一般社団法人Alliance for the Future and Sustainable Society
- 社団の構成(参画法人等・社員)
(社医)正和会、(特医)敬徳会、(医)双山会、(医)春生会
- 役員
【理事】
小玉弘之氏(代表理事、正和会理事長)、
藤原慶正氏(理事、敬徳会理事長)、島田薫氏(理事、双山会理事長)、
大里祐一氏(理事、春生会理事長)、高橋勝弘氏(理事、正和会顧問)、
武田俊彦氏(理事、ボストン・コンサルティング・グループシニアアドバイザー)
【監事】
湊貴美男氏(湊法律事務所)、櫻井晃規(桜井税務会計事務所)

今回の申請における医療連携推進方針

(1) 連携推進区域

秋田市、男鹿市、鹿角市、潟上市、三種町、五城目町、藤里町

(2) 連携業務の内容

- ・ 医療介護スタッフの人材育成
(共同での研修会の開催)
- ・ 医療介護スタッフの人材交流
(災害時における参加法人間の派遣体制の整備)
- ・ 入院患者の在宅療養生活に向けた円滑な移行の推進、病院と介護施設の連携強化
(統一的な退院支援、退院調整等のルール策定)
- ・ 医療材料、薬品等の共同交渉、共同購入

※ 「資金の貸付及び出資」などを行わない法人であり、新たな法人類型として認定を受けようとするもの。

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
1	地域医療連携推進法人の社員は、法人及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者とする事。	法70条第1項	医療法人4者から構成されている。	適
2	医療連携推進業務は、医療連携推進方針に沿った連携の推進を図ることを目的として行う業務であること。	法70条第2項	定款上、医療連携推進業務として掲げられている業務はいずれも医療連携の推進を図るために行われる業務である。 また、すべて医療連携推進方針に記載されている。	適
3	医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること。	法70条の3第1項	事業比率見込みは66%となっている。	適
4	医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。	法70条の3第2項	基金や年会費等の財務基盤が記載されているほか、評議員の体制、研修講師等の技術的能力の裏付けが記載されている。	適

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
5	医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。	法70条の3第3項	申請法人は施設、金銭及び資産を保有しておらず、また、申請書類上、社員等に対して特別な利益を与えないことを明記している。	適
6	医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。	法70条の3第4項	申請時点における医療連携推進業務の事業比率見込みは66%となっており、支障を及ぼすおそれはない。	適
7	医療連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 イ 医療連携推進区域 ロ 参加法人等が当該区域において開設する病院等の機能分担及び業務連携に関する事項 ハ 当該事項の目標に関する事項 ニ 運営方針 ・医療連携推進区域は、当該医療連携推進区域の属する都道府県の医療計画において定める構想区域を考慮して定めなければならない。	法70条の3第5項	記載すべき事項に漏れはない。 医療連携推進区域について複数の構想区域をまたがって設定されていることから、令和5年9月から令和6年1月にかけて関係構想区域の調整会議において意見聴取を行い、了承を得ている。	適

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
8	医療連携推進区域を定款で定めているものであること。	法70条の3第6項	定めている。	適
9	社員は、参加法人等に限る旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第7項	定めている。	適
10	病院等を開設する参加法人等の数が2以上であり、病院等を開設する参加法人の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人等の議決権の合計を超えるものであること。	法70条の3第6項	いずれも病院等を開設しているとともに、設立時社員として議決権を有している。	適
11	社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。	法70条の3第7項	厚生労働省が示しているモデル定款に準拠しており、差別的な条件等は付していない。	適

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
12	社員は、各一個の議決権を有するものであること。	法70条の3第10項	定款において各一個の議決権が付与されている。	適
13	参加法人等の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること。	法70条の3第11項	参加法人はいずれも設立時社員として議決権を有しており、参加法人以外に議決権を有している者は、設立時点で存在しない。	適
14	営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を、社員、理事、監事(以下「社員等」という。)としない旨を定款で定めていること。	法70条の3第12項	定めている。	適

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
15	役員について、 ・ 理事3人以上、監事1人以上であること。 ・ 本人、配偶者、三親等以内の親族及びそれに類する特殊の関係がある者が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること。 ・ 理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。	法70条の3第13項	妥当である。	適
16	代表理事を1人置いているものであること。	法70条の3第14項	置いている。 代表理事 小玉 弘之氏	適
17	理事会を置いているものであること。	法70条の3第15項	置いている。	適

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
18	地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第16項	定めている。	適
19	参加法人等が予算の決定その他の重要な事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第17項	定めている。	適
20	医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団たる医療法人であって持分の定めのないもの又は財団たる医療法人（次号において「国等」という。）に贈与する旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第18項	定めている。	適

申請に対する県医務薬事課による審査結果

No	基準	根拠法令	審査	結果
21	清算する場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。	法70条の3第19項	定めている。	適
22	法70条の4各号に定める欠格事項に該当しないこと。	法70条の4	該当しない。	適
23	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第11条第1項各号及び法第70条の3第1項第6号、第7号、第12号及び第16号から第19号までに規定する事項を定款に定めていること。	法70条の17	定めている。	適